# 新たな森林経営管理制度に関する 取組の基本方針

平成30年12月(令和2年4月一部改正) 広島県

### は じ め に

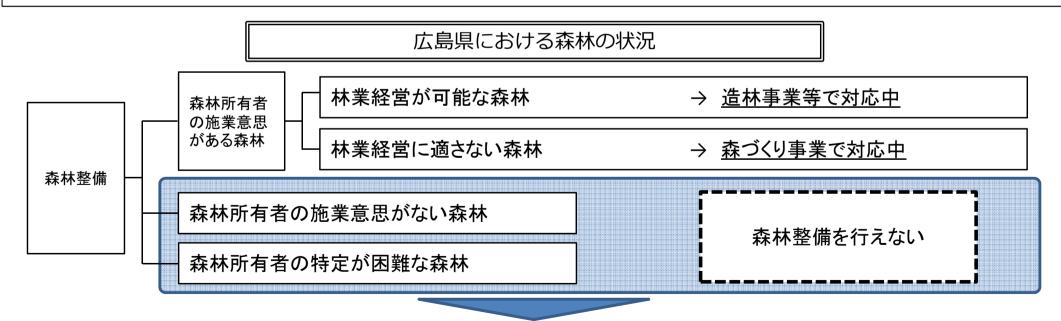
- ▶ 本県では、「新たな森林経営管理制度」並びに森林環境税及び森林環境譲与税の導入に向けて、これまで森林・林業施策を主導してきた県と、新制度を実施することとなる市町が、同じ方向性を持ちながら、役割分担を図りつつ、令和元年度以降の施策を効率的・効果的に推進するため、意見交換等を実施してきました。
- ▶ また、7月豪雨災害への対応として、甚大な被害が発生した沿岸部等の市町については、来年度からの実施を見送ることを含め調整を行ってきました。
- ▶ こうした取組を行いながら、10月29日に開催した県・市町森林経営管理連絡調整会議で、「新たな森林経営管理制度に関する取組の基本方針」について、市町と合意しました。

#### 県と市町の意見交換等の概要

区分	概  要
市町キャラバン	〇実務研究会(担当者), 連絡調整会議(課長級), 地域調整会議(県・市町・林業経営体)の
(H30.3.8~5.8)	3つのステージによる, 議論の進め方の合意 など
第1回実務研究会	〇今後の森林·林業施策の方向性についての議論
(H30.4.27)	〇今後の議論の進め方及びスケジュールの共有 など
アンケート調査 (H30.5.18)	〇新たな森林経営管理制度を活用した森林整備に対する考え方 〇市町の実施体制の状況及び県の支援策に対する要望 〇森林環境譲与税の使途 など
第2回実務研究会	〇まずは意向調査を先行して行う必要性についての共有
(H30.5.31~6.11)	〇県の支援策や外部委託を活用した取組の説明
第3回実務研究会 (H30.6.29)	〇「新たな森林経営管理制度に関する取組の基本方針(とりまとめ案)」の合意
意見交換 (H30.8.27~10.11)	〇予算要求に向けた森林環境譲与税の使途に関する意見交換
市町幹部との意見交換	〇「新たな森林経営管理制度に関する取組の基本方針(とりまとめ案)」の説明
(H30.10.1~10.26)	〇市町の実施体制の課題、森林環境譲与税の使途に関する意見交換

### 1 本県における森林の現状と新たな取組の必要性

- ▶ 本県においては、森林所有者の施業意思がない、森林所有者の特定が困難であるなど、これまでの取組では、森林所有者自らが経営管理できない森林が増加しており、今後、過疎化や高齢化等により、更に増加することが予想されます。
- ▶ 特に、スギ・ヒノキの人工林は、適切な時期に間伐等の森林整備が必要であるにも関わらず、県内人工林14万haの中には、適切な経営管理ができていない森林が相当量あるものと推測しています。
- ▶ このような森林においても、公益的機能の発揮のためには、適切に経営管理していくことが求められています。
- ▶ こうした状況の中、令和元年度から、「森林経営管理法」に基づき、森林の経営管理を市町村や 意欲と能力のある林業経営者によって持続的に行う仕組み 設されるとともに、その財源として森林環境譲与税が導入されます。



森林所有者自らが経営管理できていない森林については、新たな森林経営管理制度による 取組が必要 → 県全体として森林整備を促進

### 1-(1) 森林経営管理法の概要

- ▶ 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため、森林所有者の責務が明確化されます。
- ▶ 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合は、市町村が、森林の経営管理の委託を受けます。
- ▶ 林業経営に適した森林は,市町村が,意欲と能力のある林業経営者に再委託します。

経

営管

**ത** 

務

を

明

確

実 化

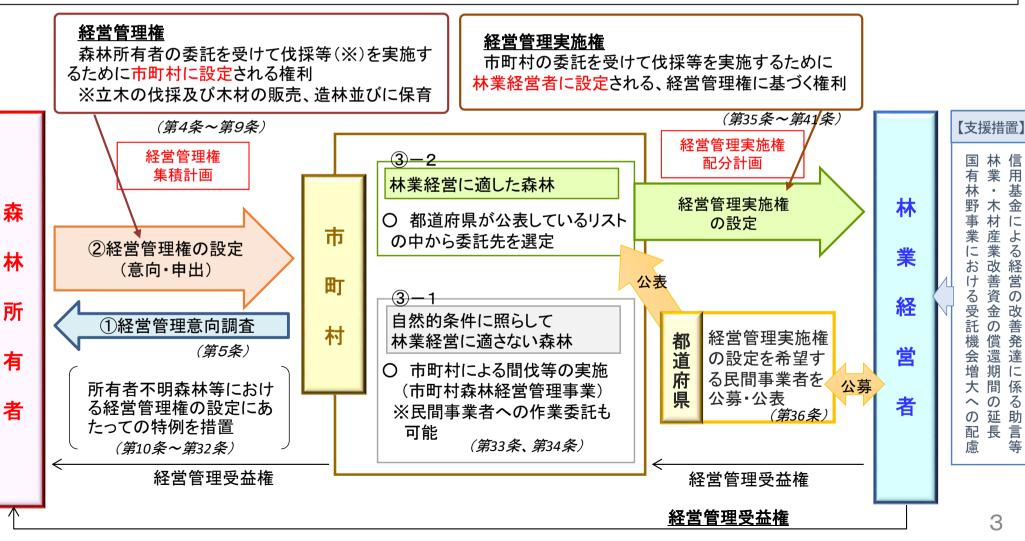
第3条

保育

の

施

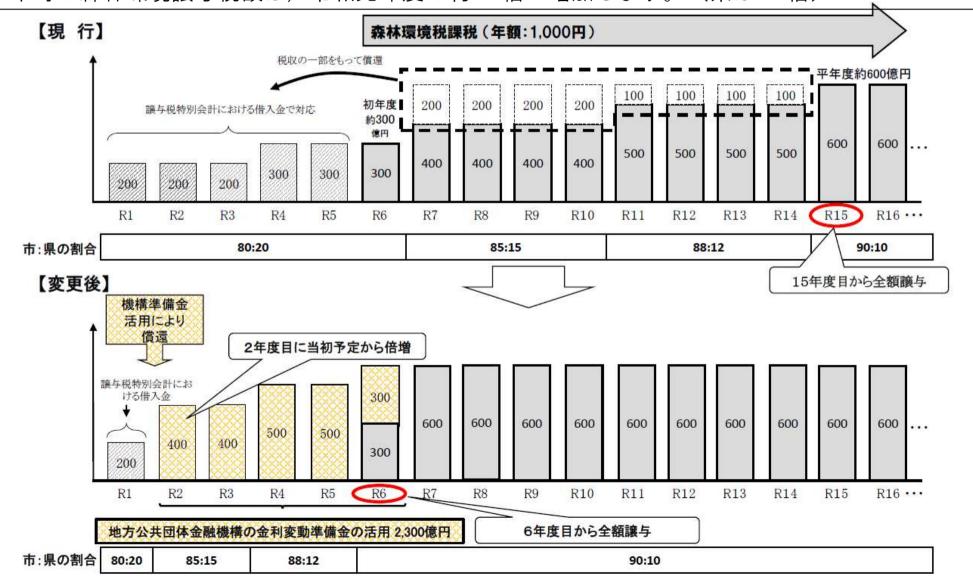
▶ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が、管理を実施します。



#### 1-(2) 各年度の森林環境税の課税額及び森林環境譲与税の譲与額

▶ 「令和2年度税制改正の大綱」において、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備 <u>を一層促進</u>するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利準備金を活用し、交付税特別会計に おける譲与税財源の借入れを行わないとした上で、森林環境譲与税額を前倒しで増額することが 決定されました。(下の図を参照)

▶ 市町の森林環境譲与税額は、令和元年度の約2.1倍に増加します。(県は1.5倍)



### 2 市町との意見交換の結果

- ▶ 本県では、新たな森林経営管理制度と森林環境譲与税の導入に向けて、平成30年4月から、「森林経営管理制度実務研究会」を開催して、①新たな森林経営管理制度に関する取組方針、②県と市町の役割分担、③県から市町への支援内容、④市町における森林環境譲与税の活用方針について議論してきました。
- ▶ これまで、4月に全体の会議、5~6月に市町に対するアンケート調査とブロック別(6箇所) の第2回森林経営管理制度実務研究会を実施しました。
- ▶ その結果,市町からは、次のような意見がありました。

区分	市町の主な意見	
第1回実務研究会	○市町において, <b>実施体制が確保できるか不安</b>	
アンケート調査	<ul> <li>○今後の取組方針や手順が見えないことへの不安</li> <li>~業務量が不明であることや、森林環境譲与税を活用した取組方針が未定であることから、今後の取組について不安視する意見があった。</li> <li>~使途については、多くの市町が未定であるが、意向調査のための調査員の配置や、境界の明確化、木材利用などを検討している市町もあった。</li> <li>○自らの体制確保についての不安</li> <li>~体制が脆弱であることから、自らで事務が行えるか不安視。また一部市町から農地中間管理機構に類する組織による一元的な執行についても提案があった。</li> </ul>	
第2回実務研究会	<ul> <li>○意向調査の必要性は理解できたが、実務としては、意向調査に加え、境界の明確化などにかなりの手間と時間が必要</li> <li>○具体的な取組内容の決定や体制確保の準備など、実務面について、県からの支援を求める意見</li> <li>○森林整備や意向調査等の受け手が不足するのではないかとの声</li> <li>○森林の所有を放棄する者が増加するのではないかとの懸念</li> </ul>	

### 3 本県における「新たな森林経営管理制度」の導入に向けた取組方針

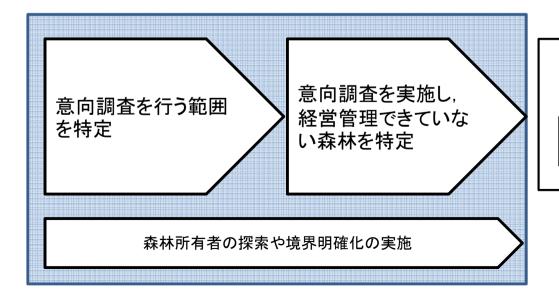
▶ 市町との意見交換を踏まえて、県は、次の方針に基づき、「新たな森林経営管理制度」の導入に向けた取組を行います。

区分	市町の主な意見	取組方針
(1)当面の取組 方針	<ul><li>○新たな森林経営管理制度における全体の取組方針が未定であることから, 今</li><li>後の取組をどのように進めるべきか不安</li></ul>	<ul><li>○市町が主体となって、<u>まずは森林所有者自らが</u> 経営管理できていない森林を特定するための取 組(意向調査)を進める</li></ul>
(2)意向調査の 進め方	○意向調査に加え,境界の明確化などの 事務を進めるためには,かなりの手間 と時間が必要	○県・林業関係者が協力しながら、一度に全て進めるのではなく、優先的に取り組む箇所をあらかじめ決めた上で、市町が段階的に取り組む
(3)県・市町の 役割分担	○市町の体制が脆弱であることから, <u>自</u> <b>らで事務が行えるか不安</b> 。また,市町 以外の組織による一元的な執行につい ても要望	○ <u>県が市町に対して、実務支援を行ないつつ、各市町において、外部団体への委託や嘱託員設置などによる体制確保を図りながら事務を行う</u>

### (1) 当面の取組方針(まずは意向調査を実施)

- ▶ 森林所有者自らが経営管理できていない森林の整備を進めるため、まずは、森林所有者を対象として、今後、森林を経営管理するかどうかの意向の把握(意向調査)を実施することとします。
- ▶ また、意向調査を行う前提として、必要に応じて森林所有者の探索や、境界明確化を通じた森林 所有者の特定などの取組も実施します。
- ▶ 意向調査の結果を踏まえ、施業実施が困難な箇所(森林所有者の施業意思がない森林、森林所有者の特定が困難な森林)の特定を行います。
- ▶ 次の段階として、林業経営に適した森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積するとともに、 林業経営に適さない森林については、森林所有者からの申し出に基づき、市町による公的管理を 目指します。

#### 森林所有者自らが経営管理できていない森林の対処フロー



## 集積計画策定(経営管理権設定)

一定程度まとまった段 階で計画を策定

#### 森林の経営管理

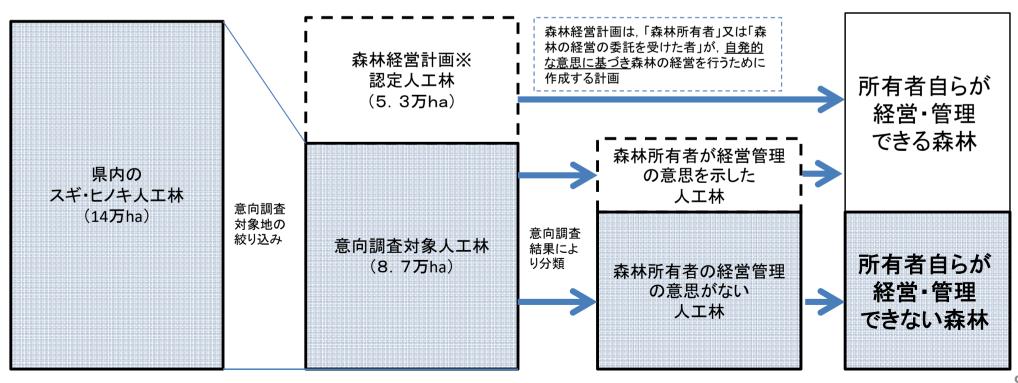
(適時の伐採・造林・保育の実施)

- 〇林業経営に適した人工林 等は、意欲と能力のある林 業経営者により林業経営を 通じた森林管理を実施 (経営管理実施権)
- ○その他の人工林や里山林 等については、市町による 公的管理を通じ、適時の森 林の経営管理を実施 (市町村森林経営管理事業)

### (2-1) 意向調査の進め方(対象を絞り込んだ上で段階的に実施)

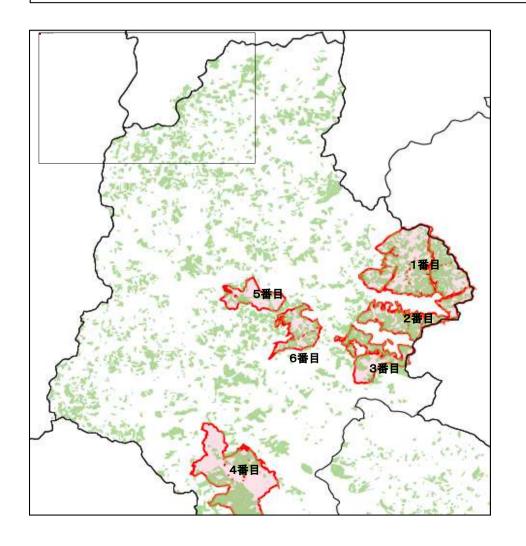
- ▶ 意向調査は、二酸化炭素吸収源対策や森林整備の促進といった森林環境税の創設趣旨に鑑み、原則、スギ・ヒノキの人工林を対象として実施することとします。
- ▶ <u>意向調査の対象地は</u>, 県内の人工林(スギ・ヒノキ)面積(14万 h a)から, 森林経営計画が認 定されている人工林(5.3万 h a)を除いた人工林(8.7万ha)と見込んでいます。
- ▶ しかしながら, 「意向調査」の対象となる人工林(8.7万ha)を一斉に開始することは実質的に困難であり, 人工林の分布状況や, 林業経営体など関係者の意向などを踏まえ, <u>優先度を設定した</u>上で, 段階的に実施します。

#### 施業実施が困難な森林の特定フロー(人工林)



### (2-2) 意向調査の進め方(優先的に意向調査を進める区域)

- ▶ 優先度の設定は、森林の集積・集約化を進め、意欲と能力のある林業経営者に確実につなげていくことを念頭に、人工林の資源分布状況などを考慮して、行います。
- ▶ また、意向調査の区域は、地域の実情に応じ、効率的な施業が可能となる範囲で、国土調査済みの地域や、既に森林経営計画を策定している森林の周辺など、<u>意向調査の対象者を特定すること</u>が比較的容易な箇所などを考慮して、決定します。



#### 意向調査候補地の選定

人工林の分布状況や, 航空レーザ測量データ解析結果を基に, 効率的な木材生産が可能な林業経営適地 をあらかじめ特定

#### 意向調査対象区域の選定

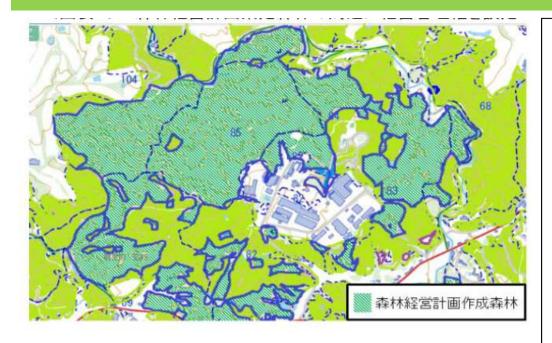
林業経営体と事前に協議し、林業経営を再委託できる森林を見極め選定

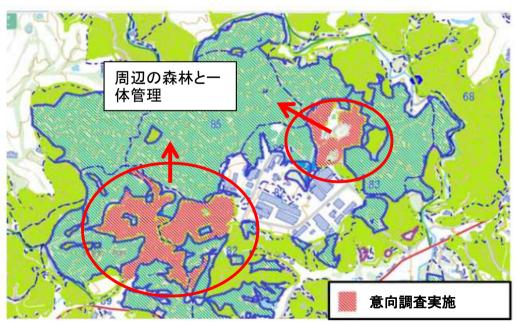
#### 意向調査を行う順位の決定

県、市町、関係者が協議の上、国土調査済みの地域など、意向調査の対象者を特定することが比較的容易な箇所から実施

意向調査の結果を基に、集積計画及び配分計画を策 定

### (参考) 既存の集約化された森林に取り込んでいく事例





森林経営計画を策定している森林の周辺で、 これまで森林所有者の特定ができず、森林経 営計画を策定できていない森林

取り込み可能な周辺部の森林において、意向 調査を実施

意向調査の結果を踏まえ、森林の経営管理権 を取得するなど、地域全体の森林整備に必要 な権利等を整理

※森林所有者が経営管理の意思がある場合は,造林 事業や森づくり事業による整備の働きかけ

既存の森林経営計画と一体的な計画を策定

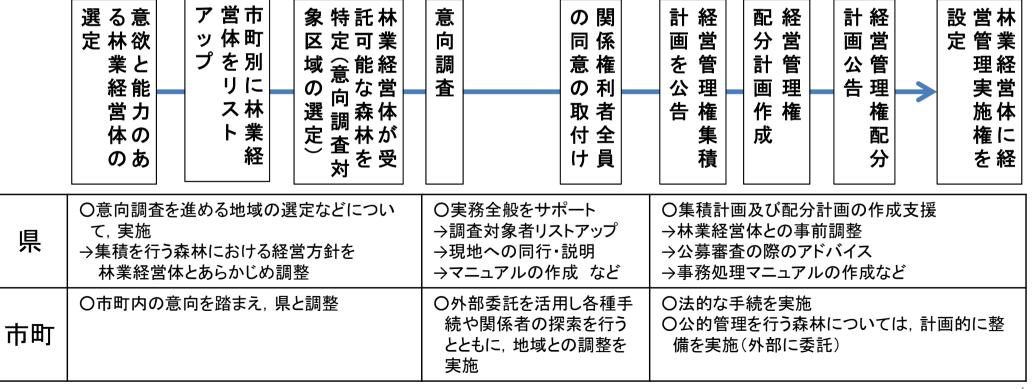


- ・複数箇所で行っていた関係者の同意取得 などの取組が効率化
- ・地域単位でまとまった整備効果が発現

### (3) 県・市町の役割分担(県が主導して市町をサポート)

- ▶ 県は、市町域をまたがる広域的な取組を主体的に実施します。
  - ~意欲と能力のある林業経営体の選定・育成や担い手育成・確保 など
- ▶ 県は、市町の不安解消に向けて、市町への支援を実施します。
  - ~意向調査を進める地域の選定などについて,主導的に実施
  - ~事務全般をサポート
  - ~集積計画及び配分計画の作成を支援 など
- ▶ 市町は、外部委託の活用や県からの支援をもとに、各種手続や関係者の探索を行うとともに、地域との調整を実施するなど、地域毎に必要となる取組を実施します。

#### 【新たな森林経営管理制度の事務の流れ】



#### 当面注力して実施

#### 意向調査を行う 節囲を特定

意向調査し. 経営管 理できていない森林を 特定

#### 集積計画作成 同意徴収

配分計画作成

- ✓ 集積対象地の考え方等の整理 及び会議等での説明資料の作
- ✓ 配分計画策定に必要な、林業 経営体との事前調整
- ✓ 市町や林業経営体等の意向を 踏まえ、林業経営適地内の集 積対象地を選定
- ✓ 意向調査の対象者リストアップ (林地台帳を活用)
- ✓ 意向調査実施手順の策定
- ✓ 地元説明への同行
- ✓ 未回答者等に対する対応方針 への助言

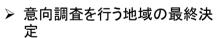
など

- ✓ 計画策定事務マニュアル提供
- ✓ 集積計画策定ツール提供
- ✓ 市町や林業経営体等の意向を 踏まえた. 集積計画の策定へ の支援

など

- ✓ 林業経営体との事前調整
- ✓ 公募手続マニュアルの作成
- ✓ 公募時の支援

など



- ▶ 外部委託を行うための準備
- > 意向調査地域への周知

など

- > 対象地域への説明
- > 意向調査未回答者の探索
- ▶ 問い合わせ対応

など

▶ 対象地域への説明

▶ 集積計画作成

など

- ▶ 公募
- ▶ 配分計画作成
- ▶ 森林所有者からの問い合わせ 対応

など

#### 専属の嘱託員や地域林政アドバイザーの確保により、組織体制を構築

- ✓ 住民への個別周知
- ✓ 集積対象地における啓発,機 運醸成

(集積対象地に関する資料作成)

- ✓ 意向調査における地域への事 前説明準備
- ✓ 意向調査業務 (準備,発送,取りまとめなど)
- ✓ 同意徴収業務
- 集積計画策定基礎資料作成

など

県 0 役割

 $\mathcal{O}$ 役割 外部委託

の

市

町

### 5 森林環境譲与税の使途に関する基本的な考え方

- ▶ 市町は、森林所有者の施業意思がない森林の対策(意向調査を含む。)に注力するとともに、公共建築物等の木材利用を通じた森林整備の普及啓発を実施することとし、これらの取組の経費として森林環境譲与税を充当し実施します。
- ▶ 県は、森林環境譲与税の取組を市町が行うために必要となる実務の支援、意欲と能力のある林業経営者の育成など、市町域を超える広域的な取組について、森林環境譲与税を充当して実施します。
- ▶ ひろしまの森づくり事業は、引き続き、ひろしまの森づくり事業推進方針に掲げる森林整備等の 取組を実施します。

